

理事、監事、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人国際港湾協会協力財団

(報酬)

第1条 理事、監事、評議員及び顧問は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、会長が評議員会の承認を得て、報酬等を支払うことができる。

(常勤理事の報酬等)

第2条 常勤理事の報酬は年7,000,000円を超えないものとする。

2 常勤理事には賞与を支給しない。

3 常勤理事の退職手当は、別に定める職員を対象とする「退職手当規程」に準ずる。

4 常勤理事の通勤手当は、別に定める職員を対象とする「職員給与規程」に準ずる。

(会議出席者への日当)

第3条 第1条の規定にかかわらず、理事会又は評議員会に出席した理事、監事、評議員及び顧問に対しては、常勤理事を除き、日当として一日あたり5,000円を支払うことができる。

2 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県以外から出席した理事、監事、評議員及び顧問に対しては、交通費実費相当を別途支払うことができる。

(変更)

第4条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年3月25日

公益財団法人 国際港湾協会協力財団
会長 染谷 昭夫

理事、監事、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程(報酬規程)
の運用について

平成25年3月25日の第二回理事会での決議に従い、当財団の報酬規程を以下の通り運用する。

(第3条 の運用)

理事会又は評議員会に出席した理事、監事、評議員及び顧問に対しては、常勤理事を除き、都内における交通費見合いの日当として一日あたり5,000円を当日現金にて支払う。

(第3条2項 の運用)

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県以外から出席した理事、監事、評議員及び顧問に対しては、以下の要領にて交通費実費相当を別途支払う。

1. 事前申請

交通費支給を希望する会議参加者は、事前に事務局(会長宛)に文書又はメールにて申請を行うこと。申請の様式は問わない。

2. 支給額

① 陸路 新幹線[乗車券+のぞみクラス普通指定席]の往復料金を会議当日付にて指定の銀行口座に送金する。

② 空路 往復実費料金を支給する。

(1) 事前に料金申請があった場合は、会議当日付にて指定の銀行口座に送金する。

(2) 料金申請が会議当日以降となった場合は、申請の翌日付にて指定の銀行口座に送金する。

3. 受領証、領収書は不要とする。

4. 所属組織からの出張にて出席の場合は対象外とする。

以上

平成26年1月7日

公益財団法人 国際港湾協会協力財団
会長 染谷 昭夫

交通費支給の運用について

平成25年3月25日付「(報酬規程)の運用について」の補足

当財団の会議出席役員への交通費の支給については、「理事、監事、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程」(報酬規程)及び平成25年3月25日付の「(報酬規程)の運用について」に従い運用してきましたが、今後の財団の運営において誤解が生じぬよう、本文書を全役員に配布し、徹底を図りたいと考えております。

1. 報酬規程設定の背景及び考え方

旧財団に於いては役員等への報酬は一切ありませんでしたが、公益財団法人への移行にあたり、会議出席者への日当及び交通費を支給することとしました。

具体的には、①都内での交通費見合い、としての日当を支払う、②自費にて遠方から出席いただく人には別途交通費を支払う、こととしました。

②を設定した理由は、役員等が現職を離れ、所属組織がなくなった後も引き続き当財団の役員を務めていただきたいとの当財団の希望に沿うためです。

2. 「(報酬規程)の運用について」の 4.所属組織からの出張にて出席の場合は対象外とする、について

当財団の財政状況を勘案し、遠方からの出席者への交通費支給は前述の通りあくまで個人負担となった場合の対応であり、所属する組織として出張に対応いただける場合は極力それをご利用いただきたいと考えています。

3. 空路の交通費の支給額について

実費支給が考え方ですが、具体的には「(報酬規程)の運用について」の通りに設定しました。

陸路の場合は、JRで料金を公表しているため、新幹線での往復料金と設定しましたが、空路の場合は、定まった料金がないために「往復実費料金」と設定しました。

但し、空路の料金はインターネット等で割引料金が公表されているため、開催の案内が十分な期間をおいてなされたにもかかわらず、いわゆる正規料金を請求された場合は、財団として支払に応じることが困難な場合もあることをご承知いただきたいと考えます。

4. その他の経費について

以下については、交通費支給の対象外とします。

(1) 自宅又は職場から所定の駅又は空港までの交通費、及び、東京駅又は羽田(成田)空港から会議場までの交通費

「都内での交通費見合いとしての日当」に含まれるとの考え方です。

(2) 宿泊が伴った場合の宿泊費

会議の時間は、十分に日帰り可能な時間帯に設定していますので、宿泊費は必要ないと判断していますが、事情によっては会長又は理事長の判断によるものとします。

(3) 理事会及び評議員会以外の催し物等への参加に関わる交通費

但し、特別な理由での財団による招聘等の場合は、会長又は理事長の判断によるものとします。

以上